

令和8年度（2026年度）くまもと未来づくりスタートアップ補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、次の各号に掲げる目的のため、予算の範囲内でくまもと未来づくりスタートアップ補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要項によるものとする。

- （1）県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動（スタートアップ）を支援すること。
- （2）令和2年7月豪雨からの創造的復興又は令和7年8月豪雨からの復旧・復興を図るため、市町村等や地域団体等による地域振興に向けた取組みを支援すること。
- （3）地域未来創造会議の議論などを踏まえた市町村等による地域の未来を創造するための調査や計画策定、実証実験等の取組みを支援すること。

（定義）

第2条 この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。

- （1）「地域コミュニティ組織」とは、「小学校区」や「集落」単位などの住民で構成される自治会等の地縁的組織をいう。
- （2）「市町村等」とは、市町村、広域連合、一部事務組合及び市町村が参画しかつ中心となって運営する実行委員会・協議会等をいう。
- （3）「地域団体等」とは、地域づくり団体、地域コミュニティ組織、NPO法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体及び地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等をいう。
- （4）「公共的団体等」とは、市町村の区域内にある、公共的な活動を営む団体をいう。
- （5）「広域的な公共的団体等」とは、市町村の区域が異なる複数の公共的団体等で主に構成された団体で、複数の市町村の区域にわたって公共的な活動を営む団体のことをいう。
- （6）「ICT（Information and Communication Technology）」とは、ネットワークや情報通信機器等を利用し、多様なコミュニケーションを実現する技術をいう。
- （7）「補助対象事業」とは、別表1の事業実施者欄に記載の団体が直接実施する、補助金の交付の対象となる事業をいう。
- （8）「事業実施者」とは、補助対象事業の実施者をいう。
- （9）「備品」とは、性質若しくは形状を変更することなく比較的長期間の使用に耐える物品又は長期間にわたり保存すべき物品であって、1品の取得価格が3万円以上のものをいう。

(10)「ハード」とは、1品の取得価格が10万円以上の備品の取得をいう。

(11)「ソフト」とは、ハード以外のものをいう。

(補助対象事業、事業実施者、補助率及び上限額等)

第3条 補助対象事業、事業事業者、補助率及び補助金の上限額等は、分野ごとに別表1に定める。ただし、下限額について、知事がやむを得ない事情があると認める場合にあってはこの限りではない。

2 前項の補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。

(2) 事業実施者にとって新規に取り組む事業又は令和6年度(2024年度)に新規に「地域づくり夢チャレンジ推進補助金」若しくは「熊本県広域連携プロジェクト(スクラムチャレンジ)推進補助金」の交付を受けた事業又は令和7年度(2025年度)に新規に「くまもと未来づくりスタートアップ補助金」の交付を受けた事業で、知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業であること。

(3) 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組み及び体制又は事業実施効果の次年度以降への波及が考えられていること。ただし、別表1に掲げる復興枠については、この限りでない。

(4) 国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。

(5) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く。

(6) 個人への金銭的給付を行うものでないこと。

(7) 備品の取得のみを目的とする事業でないこと。

3 別表1中の「連携する複数の市町村等」は、次のとおりとする。

(1) 主として複数の市町村で構成する広域的な組織

(2) 一部事務組合又は広域連合

(3) 広域的な公共的団体等

(4) 第1号から前号の2以上の組織で構成する広域的な組織又は協定等により補助対象事業の実施を受託した広域的な組織

(5) その他知事が適当と認める広域的な組織

4 別表1中の「地域団体等」及び「連携する複数の市町村等」(前項第2号を除く。)は、以下の各号を全て満たす組織とする。

(1) 原則として、熊本県内に事務所等を有し、熊本県内で活動していること。

(2) 団体の定款、規約、会則等を有すること。

(3) 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。

(4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

(5) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

- (6) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。
- 5 別表 1 中の「連携する複数の市町村等」を構成する公共的団体等及び民間団体は、前項第 1 号、第 4 号から第 6 号の要件を全て満たす団体とする。
- 6 別表 1 中の「連携する複数の市町村等」が隣県市町村等と連携・協働して広域的な取組みを行う場合の隣県の事業者は、市町村その他知事が適当と認める組織とする。
- 7 前項の隣県の事業者（市町村を除く。）は、次の要件を全て満たす団体とする。
- (1) 団体の定款、規約、会則等を有すること。
 - (2) 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
 - (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
 - (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
 - (5) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。
- 8 第 6 項の隣県の事業者を構成する公共的団体等及び民間団体は、前項第 3 号から第 5 号の要件を全て満たす団体とする。

(補助対象経費)

- 第 4 条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、隣県市町村等と連携・協働して広域的な取組みを行う場合の補助対象経費は、熊本県側市町村等と隣県市町村等が協議して定めた熊本県側負担分に、補助率を乗じ、次条の算出方法により得た額とする。
- 2 補助対象外経費は次のとおりとする。
- (1) 事業実施者の組織や施設の運営に要する経費
 - (2) 飲食に要する経費
 - (3) 出資、出捐、貸付に要する経費
 - (4) 土地の取得、賃借、補償に要する経費
 - (5) 建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得に要する経費
 - (6) 備品の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
 - (7) その他知事が不適当と認める経費
- 3 補助対象事業に入場料、出展料、参加料、売上金等の当該事業収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。ただし、知事が当該事業収入の全部又は一部を控除する必要がないと認める場合にあってはこの限りではない。
- 4 別表 1 に掲げる一般枠、復興枠にかかる取組みにおいて補助対象経費に占める備品購入費に要する経費の割合は、50 パーセント未満とする。
- 5 補助対象経費に占める 10 万円未満の備品購入費の割合は 20 パーセント以内とする。
- 6 登記若しくは登録等を必要とする備品の取得に要する経費については、法人

格を有する団体が行う場合に限る。ただし、事業実施者が別表 1 中の「連携する複数の市町村等」の場合は、法人格を有する事業実施者又は法人格を有する団体が構成員となっている事業実施者が行う場合に限る。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次に掲げる方法により算出した、ソフト及びハードそれぞれの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計とする。ただし、合計する前のそれぞれの算出額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第 3 項に掲げる収入がない場合は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。
- (2) 前条第 3 項に掲げる収入がある場合は、補助対象経費から当該事業収入を控除したものに補助率を乗じて得た額とする。ただし、前条第 3 項ただし書の規定により知事が認める場合は、補助対象経費から、控除の必要のない額を除いた当該事業収入を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。

(補助対象事業の募集)

第 6 条 補助対象事業の募集期間は別途定める。

(事業計画書の提出)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業計画書（別記第 1 号様式）を募集期間内に提出するものとする。

- 2 事業計画書の提出に当たっては、補助対象事業ごとに別表 2 に定める関係書類を添付するものとする。

(事業計画書の審査)

第 8 条 提出された事業計画書に基づき、事業内容の審査等を経て、事業実施者に対し内示通知書（別記第 2 号様式）により通知する。

- 2 前項の審査の詳細は別に定める。

(補助金の交付申請)

第 9 条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、内示通知書の受領後、速やかに交付申請書（別記第 3 号様式）を提出するものとする。

- 2 補助金の交付申請に当たっては、別表 2 に定める関係書類を添付するものとする。
- 3 前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れ

に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第 10 条 規則第 4 条の規定による補助金の交付決定は、交付決定通知書（別記第 4 号様式）により行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第 11 条 補助金の交付の条件は規則第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

- （1）事業の実施に当たり作成するチラシやポスター、ホームページなどの各種媒体において、補助金の交付を受けていることを表示すること。
- （2）その他知事が必要と認める条件

（補助対象事業の内容等の変更）

第 12 条 規則第 7 条第 1 項に規定する変更事由は、次のとおりとする。

- （1）補助対象事業の主要部分の変更
- （2）補助対象経費の 30%を超える変更
- 2 規則第 7 条第 1 項の変更申請書は、別記第 5 号様式によるものとし、添付書類は別表 3 に定める。
- 3 規則第 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による補助対象事業の内容等の変更承認通知は、補助金の額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第 6 号様式）、補助金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書（別記第 7 号様式）により行うものとする。

（事業の補助金交付決定前着手）

第 13 条 事業実施者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、交付決定前着手承認申請書（別記第 8 号様式）を知事に提出し、交付決定前着手承認通知書（別記第 9 号様式）によりその承認を受けなければならない。ただし、当該承認申請は、令和 7 年度（2025 年度）に「くまもと未来づくりスタートアップ補助金」の交付を受けた事業に限り、提出できるものとする。

（申請の取下げ）

第 14 条 規則第 8 条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日を経過する日までとする。

(状況報告)

第15条 規則第11条の規定により知事が必要であると認める場合は、実施状況報告書（別記第10号様式）により、事業実施者に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第16条 規則第13条の規定により補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の成果を記載した実績報告書（別記第11号様式）を提出しなければならない。

- 2 各補助対象事業における添付書類は、別表4に定める。
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年（2027年）3月15日のいずれか早い日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。
- 4 第9条第3項ただし書に該当する事業実施者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
- 5 第9条第3項ただし書に該当する事業実施者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第12号様式）により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

(補助金の請求等)

第18条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求をしようとするときは、交付請求書（別記第14号様式）を提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を概算払いで受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、概算払申請書（別記第15号様式）によるものとし、各補助対象事業における添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 概算払請求書（別記第15号の2様式）
 - (2) 契約書、請書、請求書、見積書等、支払先及び金額を証する書類
 - (3) 概算払いの対象となる経費及び事業の進捗状況を記載した書類（別記第15号の3様式）
 - (4) その他必要と認める書類

(財産処分の制限)

第19条 規則第21条第2項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下、「財産処分の制限期間」という。）とする。

(証拠書類の保管)

第20条 規則第23条の別に定める期間は、財産処分の制限期間又は5年のいずれか長い方とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(書類の提出方法)

第21条 この要項に基づき知事に提出する書類の提出先は、次のとおりとする。

(1) 地域団体等が事業実施者の場合は補助対象事業が主に実施される市町村を経由して管轄する広域本部地域振興局総務振興課又は振興課（熊本市内の場合は熊本市を経由して地域振興課、又、山鹿市内の場合は山鹿市を経由して県北広域本部振興課）に提出するものとする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

(2) 市町村等が事業実施者の場合は市町村を管轄する広域本部地域振興局総務振興課又は振興課（山鹿市の場合は県北広域本部振興課）に提出するものとする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

(3) 別表1中の「連携する複数の市町村等」が事業実施者の場合は、事業実施者への支援を中心となっていく広域本部振興課（天草広域本部の場合は総務振興課）に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により地域団体等が提出した書類の進達を受けるに当たっては、進達する市町村に意見書（別記第1号の3様式又は第11号の3様式）の添付を求めるものとする。

(雑則)

第22条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）3月18日から施行する。

別記第1号様式	事業計画書鑑
別記第1号の2様式	事業計画書
別記第1号の3様式	市町村意見書
別記第1号の4様式	予算計上確約書

別記第 2 号様式	内示通知書
別記第 3 号様式	交付申請書
別記第 4 号様式	交付決定通知書
別記第 5 号様式	変更申請書
別記第 5 号の 2 様式	事業変更計画書
別記第 6 号様式	変更交付決定通知書
別記第 7 号様式	計画変更承認通知書
別記第 8 号様式	交付決定前着手承認申請書
別記第 9 号様式	交付決定前着手承認通知書
別記第 1 0 号様式	実施状況報告書
別記第 1 1 号様式	実績報告書
別記第 1 1 号の 2 様式	実施内容報告書
別記第 1 1 号の 3 様式	市町村意見書
別記第 1 2 号様式	消費税等仕入控除税額報告書
別記第 1 3 号様式	交付確定通知書
別記第 1 4 号様式	交付請求書
別記第 1 5 号様式	概算払申請書
別記第 1 5 号の 2 様式	概算払請求書
別記第 1 5 号の 3 様式	概算払対象経費及び進捗状況説明書